

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年 4 月23日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	農中日経 2 2 5 オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

農中日経225オープン

（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した１口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2019年４月24日から2019年10月21日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

a．申し込みの方法

当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後３時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中日経225オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「農中日経225オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

b．日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

属性区分：株式（一般） / 年1回 / 日本 / 日経225

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産（ ）	
		資産複合	

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	日経225
		日本	
	年2回	北米	
		欧州	TOPIX
債券	年4回	アジア	
	年6回 (隔月)	オセアニア	
		中南米	
	年12回 (毎月)	アフリカ	その他 ()
		中近東 (中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産（ ）			
資産複合（ ）	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

株式（一般）:大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

日経225:目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

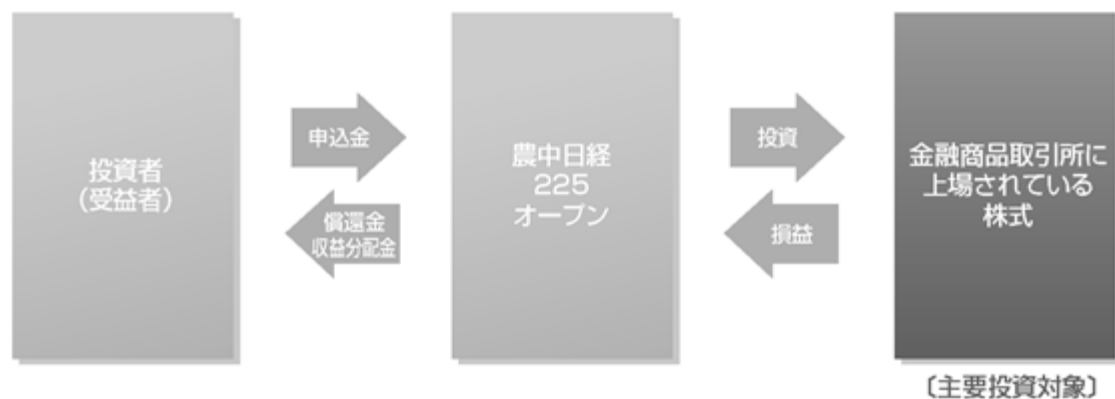
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



主な投資制限

- ◎ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎年7月21日(休業日の場合は翌営業日)に利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1

日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

- 当ファンドは、日経平均株価が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、日経平均株価が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

- 株式(現物)は、原則として日経平均株価採用銘柄のうち200銘柄以上に等株数投資を行います。
- 株式先物は、株価指数先物取引等を活用します。株価指数先物取引等を利用することによって取引コストを軽減させつつ、日経平均株価との連動性を高める運用を目指します。
- 当ファンドは、日経平均株価との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。
 - ① 株式配当金の受取による影響
 - ② 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
 - ③ 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
 - ④ 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離による影響
 - ⑤ 日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響

2

株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドの基準価額の動きを日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。
- 実質組入比率とは、株式（現物）組入比率と株式先物比率を合計したものです。

日経平均株価（日経225）

日経平均株価とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株価指数）の一つです。

この指数は、1949年5月16日の単純平均株価176円21銭を基準として、日本経済新聞社が公表しています。

日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日経平均株価（日経225）は以下により算出されます。

(1) 日経平均株価計算式

日経平均株価＝日経平均採用銘柄株価合計／除数

- a 株価の合計は、50円額面以外は50円額面に換算（一部50円以外の銘柄もあります。）。
※2001年10月に額面制度は廃止となりましたが、従来の額面を「みなし額面」としています。
- b 小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。
- c 株価の採用優先順位は、1.現在の特別気配、2.現在値（または終値）、3.基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

(2) 除数の修正

採用銘柄中の株式分割および銘柄入替え等の場合、原則として除数が修正されます。

(3) 構成銘柄選定基準

以下の基準により構成銘柄の入替えを行います。

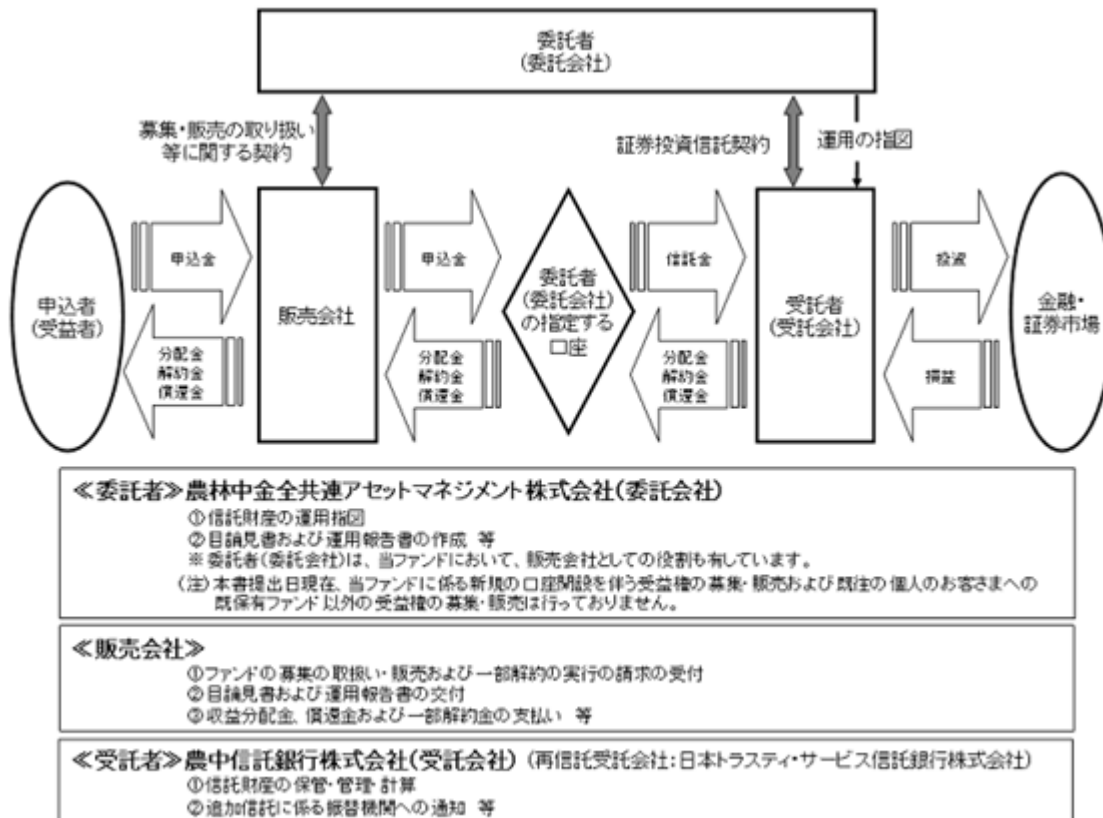
- a 構成銘柄
東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出します。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する指数とします。
- b 定期見直し基準
以下により毎年定期的に構成銘柄を見直します。定期見直しによる銘柄の入替えは原則として毎年1回、10月の第1営業日に実施します。
 - ・市場流動性の測定（高流動性銘柄群の決定）
 - ・市場流動性低下銘柄の除外（絶対除外基準）
 - ・市場流動性が極めて高い銘柄の採用（絶対採用基準）
 - ・セクターバランスを考慮した銘柄の採用・除外（相対採用除外基準）
- c 臨時入替え基準
特別の事由による除外
 - ・倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入りまたは上場廃止
 - ・被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
 - ・債務超過などその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
 - ・第2部への指定替え

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

1998年11月17日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
 2000年11月15日 有価証券届出書の提出
 2000年12月 1日 継続申込の開始日
 2007年 1月 4日 振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2019年 2月28日現在）

資本金の額

34億 2 千万円

沿 革

1993年 9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月 8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年 8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月 1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億 2 千万円

2000年10月 1日 「農林中金全連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年 9月30日 金融商品取引業の登録

2012年 7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億 2 千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 2 号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 9 号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番12号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 株式への投資にあたっては、原則として日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄の中から、200銘柄以上に等株数投資を行います。

(ロ) 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ハ) 日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。

(ニ) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第1号から第3号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。

1. ムーディーズの長期格付でA3またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付でA-以上の格付を取得している場合

2. 第1号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第1号の格付を取得している場合

3. 第1号または第2号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第1号から第3号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第1号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第1号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかる

オプション取引ならびに外国の市場におけるわが国のこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

- （ト） 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

（２）【投資対象】

運用の指図範囲（約款第17条）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
- ３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号（上記３．）の証券の性質を有するもの
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号（上記１．）の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託者は、信託金を、前項（上記 １．～ ６．）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

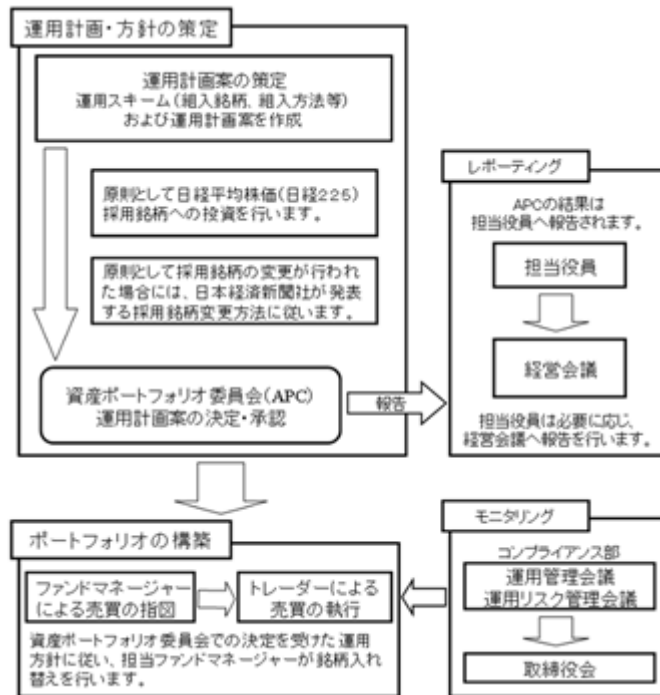
- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

第１項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項（上記 １．～ ５．まで）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

農中日経225オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



< 資産ポートフォリオ委員会（APC） >

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	40名程度 （うち 投資判断に携わる者 30名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（毎年７月21日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

原則として利子・配当収益を中心に、委託者が決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第38条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

c. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項（上記）の信用取引の指図は、次の各号（下記1.～6.）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1.～6.）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

e. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f．スワップ取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第23条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

g．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

h．信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

i．有価証券の貸し付けの指図および範囲（約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を含みます。）の80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

前項（上記）に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。

委託者は、第1項（上記）に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、約款第17条第2項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

j．有価証券売却等の指図（約款第29条）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

k．再投資の指図（約款第30条）

委託者は、前条（上記 j . ）の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

1 . 資金の借り入れ（約款第31条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項（上記 ）の資金借入額は、次の各号（下記 1 . ～ 3 . ）に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
- 2 . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- 3 . 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下

前項（上記 ）の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

m . デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

n . 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

o . 他のファンドへの投資

行いません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価（日経225）との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。

イ．株式配当金の受取による影響

ロ．株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ハ．株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ニ．株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離による影響

ホ．日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
 - 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 日経平均株価（日経225）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、日経平均株価が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月 1 回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

原則として月 1 回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

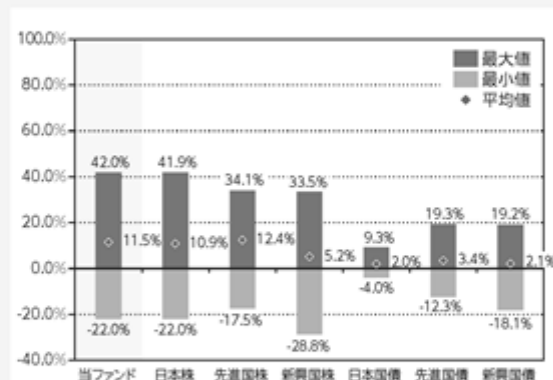


※2014年3月～2019年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※2014年3月～2019年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は旧東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、旧東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、旧東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の１．の額に、２．の額を加算して得た額とします。

１．信託財産の純資産総額に年率0.5724%^{*}（税抜0.53%）の率を乗じて得た額。

^{*}消費税率が10%になった場合は、0.583%となります。

２．信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に48.6%^{*}（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に48.6%^{*}（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。

^{*}消費税率が10%になった場合は、49.5%となります。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

１．上記 １．の配分

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.22%	0.28%	0.03%	0.53%

２．上記 ２．の配分

株式の貸付けにかかる収益相当額のうち

委託者	受託者	合計
38%	7%	45%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00324%^{*}（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

^{*}消費税率が10%になった場合は、0.0033%となります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りです。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は2000年4月1日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

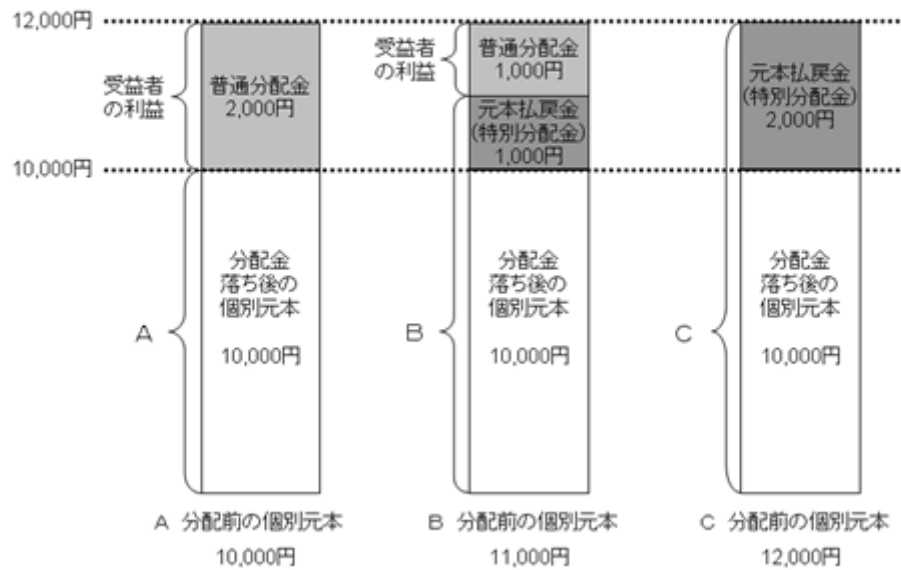
受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

<具体例(前提条件)>

分配金: 2,000円 分配前基準価額: 12,000円
分配後基準価額: 10,000円



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2019年2月28日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

2019年 2月28日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,394,340,840	88.38
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,366,632,259	11.62
合計（純資産総額）		11,760,973,099	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,347,570,000	11.46

（注）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	18,000	50,602.22	910,840,000	52,160.00	938,880,000	7.98
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	54,000	9,574.77	517,038,000	10,280.00	555,120,000	4.72
3	日本	株式	ファナック	電気機器	18,000	20,493.33	368,880,000	18,440.00	331,920,000	2.82
4	日本	株式	K D D I	情報・通信業	108,000	3,098.77	334,668,000	2,688.50	290,358,000	2.47
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	18,000	18,222.22	328,000,000	15,150.00	272,700,000	2.32
6	日本	株式	テルモ	精密機器	36,000	6,261.11	225,400,000	6,820.00	245,520,000	2.09
7	日本	株式	ユニー・ファミリーマートホールディングス	小売業	72,000	2,660.55	191,560,000	3,175.00	228,600,000	1.94
8	日本	株式	京セラ	電気機器	36,000	6,259.11	225,328,000	6,141.00	221,076,000	1.88
9	日本	株式	ダイキン工業	機械	18,000	13,086.66	235,560,000	12,090.00	217,620,000	1.85
10	日本	株式	セコム	サービス業	18,000	8,627.66	155,298,000	9,620.00	173,160,000	1.47
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	54,000	3,177.66	171,594,000	3,114.00	168,156,000	1.43
12	日本	株式	信越化学工業	化学	18,000	10,213.22	183,838,000	9,271.00	166,878,000	1.42
13	日本	株式	エーザイ	医薬品	18,000	10,920.55	196,570,000	9,195.00	165,510,000	1.41
14	日本	株式	T D K	電気機器	18,000	11,316.66	203,700,000	8,700.00	156,600,000	1.33
15	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	90,000	1,820.33	163,830,000	1,718.50	154,665,000	1.32
16	日本	株式	花王	化学	18,000	8,163.44	146,942,000	8,424.00	151,632,000	1.29
17	日本	株式	中外製薬	医薬品	18,000	5,688.88	102,400,000	7,570.00	136,260,000	1.16

18	日本	株式	資生堂	化学	18,000	8,008.11	144,146,000	7,348.00	132,264,000	1.12
19	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	18,000	5,909.55	106,372,000	7,116.00	128,088,000	1.09
20	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	18,000	7,238.00	130,284,000	6,697.00	120,546,000	1.02
21	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	36,000	3,235.11	116,464,000	3,153.00	113,508,000	0.97
22	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	90,000	1,298.00	116,820,000	1,217.00	109,530,000	0.93
23	日本	株式	日東電工	化学	18,000	7,891.88	142,054,000	5,942.00	106,956,000	0.91
24	日本	株式	スズキ	輸送用機器	18,000	6,538.11	117,686,000	5,701.00	102,618,000	0.87
25	日本	株式	日産化学	化学	18,000	5,103.33	91,860,000	5,620.00	101,160,000	0.86
26	日本	株式	キッコーマン	食料品	18,000	5,500.00	99,000,000	5,540.00	99,720,000	0.85
27	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	18,000	6,707.77	120,740,000	5,490.00	98,820,000	0.84
28	日本	株式	ヤマハ	その他製品	18,000	5,331.11	95,960,000	5,480.00	98,640,000	0.84
29	日本	株式	ソニー	電気機器	18,000	5,951.11	107,120,000	5,341.00	96,138,000	0.82
30	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	36,000	2,374.33	85,476,000	2,629.00	94,644,000	0.80

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.17
		鉱業	0.07
		建設業	2.18
		食料品	4.08
		繊維製品	0.21
		パルプ・紙	0.14
		化学	7.69
		医薬品	7.75
		石油・石炭製品	0.34
		ゴム製品	0.85
		ガラス・土石製品	1.22
		鉄鋼	0.12
		非鉄金属	0.90
		金属製品	0.38
		機械	4.11
		電気機器	14.67
		輸送用機器	4.91
		精密機器	3.20
		その他製品	1.17
		電気・ガス業	0.23
		陸運業	2.15
		海運業	0.09
		空運業	0.06
		倉庫・運輸関連業	0.21
		情報・通信業	9.94
		卸売業	1.97
		小売業	11.71
		銀行業	0.70
		証券、商品先物取引業	0.34
		保険業	0.86
		その他金融業	0.25
		不動産業	1.53
		サービス業	4.22
合計			88.38

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	63	日本円	1,321,483,608	1,347,570,000	11.46

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末 (2009年 7月21日)	7,103,989,568	7,200,210,123	6,645	6,735
第12計算期間末 (2010年 7月21日)	7,127,554,566	7,205,853,648	6,372	6,442
第13計算期間末 (2011年 7月21日)	7,968,410,348	8,066,754,880	6,887	6,972
第14計算期間末 (2012年 7月23日)	7,003,289,980	7,123,373,884	5,832	5,932
第15計算期間末 (2013年 7月22日)	10,223,270,205	10,309,250,350	10,107	10,192
第16計算期間末 (2014年 7月22日)	8,823,181,376	8,914,640,412	10,612	10,722
第17計算期間末 (2015年 7月21日)	10,504,807,205	10,628,887,689	14,392	14,562
第18計算期間末 (2016年 7月21日)	10,130,961,556	10,244,164,741	11,634	11,764
第19計算期間末 (2017年 7月21日)	9,697,634,928	9,833,820,130	13,886	14,081
第20計算期間末 (2018年 7月23日)	11,540,174,568	11,700,696,933	15,457	15,672
2018年 2月末日	11,216,191,381	—	15,335	—
3月末日	11,621,176,380	—	15,012	—
4月末日	12,120,316,987	—	15,720	—
5月末日	11,113,174,090	—	15,529	—
6月末日	11,444,184,356	—	15,614	—
7月末日	11,669,874,279	—	15,562	—
8月末日	12,020,192,076	—	15,780	—
9月末日	11,754,390,754	—	16,751	—
10月末日	11,372,567,330	—	15,228	—
11月末日	11,696,497,102	—	15,522	—
12月末日	10,646,716,338	—	13,923	—
2019年 1月末日	11,266,566,604	—	14,441	—
2月末日	11,760,973,099	—	14,872	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11計算期間末	2008年 7月23日～2009年 7月21日	90
第12計算期間末	2009年 7月22日～2010年 7月21日	70
第13計算期間末	2010年 7月22日～2011年 7月21日	85
第14計算期間末	2011年 7月22日～2012年 7月23日	100
第15計算期間末	2012年 7月24日～2013年 7月22日	85
第16計算期間末	2013年 7月23日～2014年 7月22日	110
第17計算期間末	2014年 7月23日～2015年 7月21日	170
第18計算期間末	2015年 7月22日～2016年 7月21日	130
第19計算期間末	2016年 7月22日～2017年 7月21日	195
第20計算期間末	2017年 7月22日～2018年 7月23日	215

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11計算期間末	2008年 7月23日～2009年 7月21日	25.9
第12計算期間末	2009年 7月22日～2010年 7月21日	3.1
第13計算期間末	2010年 7月22日～2011年 7月21日	9.4
第14計算期間末	2011年 7月22日～2012年 7月23日	13.9
第15計算期間末	2012年 7月24日～2013年 7月22日	74.8
第16計算期間末	2013年 7月23日～2014年 7月22日	6.1
第17計算期間末	2014年 7月23日～2015年 7月21日	37.2
第18計算期間末	2015年 7月22日～2016年 7月21日	18.3
第19計算期間末	2016年 7月22日～2017年 7月21日	21.0
第20計算期間末	2017年 7月22日～2018年 7月23日	12.9
第21中間計算期間末	2018年 7月24日～2019年 1月23日	7.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

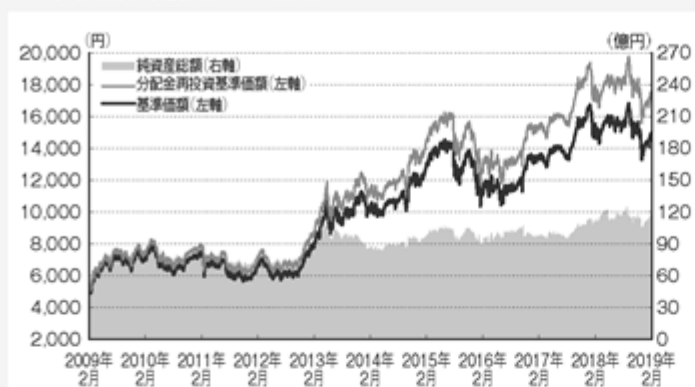
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11計算期間末	2008年 7月23日～2009年 7月21日	2,245,058,714	620,237,659	10,691,172,778
第12計算期間末	2009年 7月22日～2010年 7月21日	1,318,015,572	823,605,182	11,185,583,168
第13計算期間末	2010年 7月22日～2011年 7月21日	2,451,265,744	2,066,903,954	11,569,944,958
第14計算期間末	2011年 7月22日～2012年 7月23日	1,404,112,214	965,666,692	12,008,390,480
第15計算期間末	2012年 7月24日～2013年 7月22日	1,376,329,524	3,269,408,738	10,115,311,266
第16計算期間末	2013年 7月23日～2014年 7月22日	977,739,756	2,778,593,141	8,314,457,881
第17計算期間末	2014年 7月23日～2015年 7月21日	1,226,778,652	2,242,384,512	7,298,852,021
第18計算期間末	2015年 7月22日～2016年 7月21日	2,010,842,153	601,756,828	8,707,937,346
第19計算期間末	2016年 7月22日～2017年 7月21日	669,264,934	2,393,345,751	6,983,856,529
第20計算期間末	2017年 7月22日～2018年 7月23日	2,133,065,575	1,650,765,551	7,466,156,553
第21中間計算期間末	2018年 7月24日～2019年 1月23日	1,362,561,792	1,080,065,238	7,748,653,107

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2019年2月末現在）

2019年2月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
16期 2014年7月22日	110円
17期 2015年7月21日	170円
18期 2016年7月21日	130円
19期 2017年7月21日	195円
20期 2018年7月23日	215円
設定来累計	1,605円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

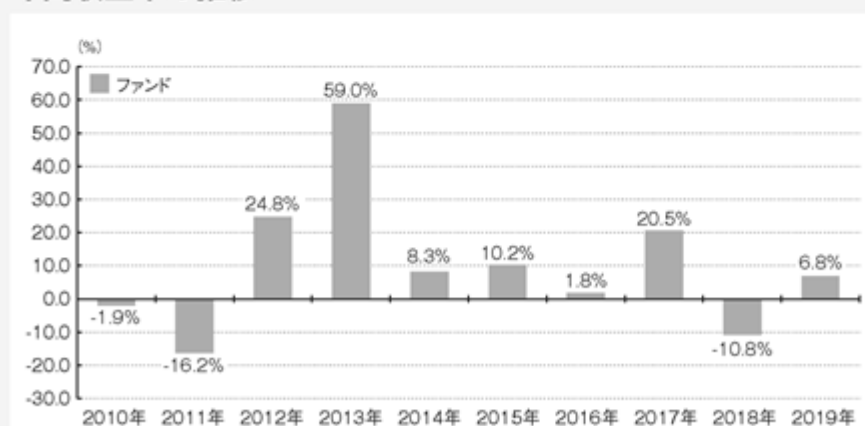
	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	8.0
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.7
3	ファナック	電気機器	2.8
4	KDDI	情報・通信業	2.5
5	東京エレクトロン	電気機器	2.3
6	テルモ	精密機器	2.1
7	ユニーファミリーマートホールディングス	小売業	1.9
8	京セラ	電気機器	1.9
9	ダイキン工業	機械	1.9
10	セコム	サービス業	1.5

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位10業種》

	業種	組入比率(%)
1	電気機器	14.7
2	小売業	11.7
3	情報・通信業	9.9
4	医薬品	7.7
5	化学	7.7
6	輸送用機器	4.9
7	サービス業	4.2
8	機械	4.1
9	食料品	4.1
10	精密機器	3.2

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2019年は、1月から2月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（ 1 ）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 2 ）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後 3 時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中日経 225 オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（ 3 ）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1 口の整数倍とします。

（ 4 ）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（５）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後 3 時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（２）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（２）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第6条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株 式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・ 外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「日経225」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第43条第7項、第44条、第45条、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

a．この信託の計算期間は、毎年7月22日から翌年7月21日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は、1998年11月17日から1999年7月21日までとします。

- b. 上記a.にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）一部解約（約款第43条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第44条）

委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第45条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第46条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第48条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第45条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第49条の規定にしたがいます。

（ロ）信託約款の変更（約款第49条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第47条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第50条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第51条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込

により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記、に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（ニ）反対者の買取請求権（約款第49条の2）

約款第43条もしくは約款第44条に規定する信託契約の解約または約款第49条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第43条第9項、約款第44条第3項または約款第49条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第41条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金

および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第40条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成29年7月22日から平成30年7月23日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【農中日経225オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 平成29年 7月21日現在	第20期 平成30年 7月23日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	122,175	819,690,718
コール・ローン	373,213,467	51,632,407
株式	9,515,583,360	10,864,781,280
派生商品評価勘定	1,348,056	7,395,032
未収入金	1,156,544	-
未収配当金	12,366,000	14,261,400
差入委託証拠金	-	14,481,000
流動資産合計	9,903,789,602	11,772,241,837
資産合計	9,903,789,602	11,772,241,837
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	471,512
前受金	2,720,000	19,090,000
未払金	-	563,024
未払収益分配金	136,185,202	160,522,365
未払解約金	35,824,483	14,104,481
未払受託者報酬	2,591,773	3,076,335
未払委託者報酬	28,509,442	33,839,615
未払利息	938	134
その他未払費用	322,836	399,803
流動負債合計	206,154,674	232,067,269
負債合計	206,154,674	232,067,269
純資産の部		
元本等		
元本	6,983,856,529	7,466,156,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,713,778,399	4,074,018,015
（分配準備積立金）	2,749,368,852	3,099,052,618
元本等合計	9,697,634,928	11,540,174,568
純資産合計	9,697,634,928	11,540,174,568
負債純資産合計	9,903,789,602	11,772,241,837

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 平成28年 7月22日 至 平成29年 7月21日	第20期 自 平成29年 7月22日 至 平成30年 7月23日
営業収益		
受取配当金	175,900,832	192,110,692
受取利息	12,497	5,761
有価証券売買等損益	1,722,367,822	1,084,397,812
派生商品取引等損益	77,078,342	104,797,920
その他収益	15,421	14,927
営業収益合計	1,975,374,914	1,381,327,112
営業費用		
支払利息	398,521	371,120
受託者報酬	5,352,020	5,890,375
委託者報酬	58,872,107	64,793,998
その他費用	381,268	737,049
営業費用合計	65,003,916	71,792,542
営業利益又は営業損失（ ）	1,910,370,998	1,309,534,570
経常利益又は経常損失（ ）	1,910,370,998	1,309,534,570
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,910,370,998	1,309,534,570
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	287,439,795	239,490,121
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,423,024,210	2,713,778,399
剰余金増加額又は欠損金減少額	194,078,195	1,112,231,279
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	194,078,195	1,112,231,279
剰余金減少額又は欠損金増加額	390,070,007	661,513,747
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	390,070,007	661,513,747
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	136,185,202	160,522,365
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,713,778,399	4,074,018,015

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4.その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成29年 7月22日から平成30年 7月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第19期 平成29年 7月21日現在	第20期 平成30年 7月23日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	8,707,937,346円	6,983,856,529円
	期中追加設定元本額	669,264,934円	2,133,065,575円
	期中一部解約元本額	2,393,345,751円	1,650,765,551円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	6,983,856,529口	7,466,156,553口
3.	担保資産		
	代用有価証券として、担保を供している資産は次の通りであります。		
	株式	250,879,000円	253,147,000円
	合計	250,879,000円	253,147,000円
4.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3886円 (13,886円)	1.5457円 (15,457円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 平成28年 7月22日 至 平成29年 7月21日	第20期 自 平成29年 7月22日 至 平成30年 7月23日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（148,686,352円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（48,093,778円）、信託約款に規定される収益調整金（4,155,124,388円）及び分配準備積立金（2,688,773,924円）より、分配対象収益は7,040,678,442円（一万口当たり10,081.36円）であり、うち136,185,202円（一万口当たり195円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（160,859,250円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（909,185,199円）、信託約款に規定される収益調整金（5,220,836,291円）及び分配準備積立金（2,189,530,534円）より、分配対象収益は8,480,411,274円（一万口当たり11,358.47円）であり、うち160,522,365円（一万口当たり215円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 平成28年 7月22日 至 平成29年 7月21日	第20期 自 平成29年 7月22日 至 平成30年 7月23日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 平成29年 7月21日現在	第20期 平成30年 7月23日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第19期(自 平成28年 7月22日 至 平成29年 7月21日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,543,975,863
合計	1,543,975,863

第20期(自 平成29年 7月22日 至 平成30年 7月23日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,060,997,650
合計	1,060,997,650

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第19期（平成29年 7月21日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	179,370,000	-	180,720,000	1,350,000
合計		179,370,000	-	180,720,000	1,350,000

第20期（平成30年 7月23日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	664,470,000	-	671,400,000	6,930,000
合計		664,470,000	-	671,400,000	6,930,000

（注）時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価評価については、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	18,000	527.00	9,486,000	
マルハニチロ	1,800	4,005.00	7,209,000	
国際石油開発帝石	7,200	1,161.50	8,362,800	
コムシスホールディングス	18,000	2,771.00	49,878,000	
大成建設	3,600	6,050.00	21,780,000	
大林組	18,000	1,115.00	20,070,000	
清水建設	18,000	1,162.00	20,916,000	
長谷工コーポレーション	3,600	1,475.00	5,310,000	
鹿島建設	18,000	847.00	15,246,000	
大和ハウス工業	18,000	3,943.00	70,974,000	
積水ハウス	18,000	1,887.50	33,975,000	
日揮	18,000	2,047.00	36,846,000	
千代田化工建設	18,000	853.00	15,354,000	
日清製粉グループ本社	18,000	2,225.00	40,050,000	
明治ホールディングス	3,600	9,040.00	32,544,000	
日本ハム	9,000	4,295.00	38,655,000	
サッポロホールディングス	3,600	2,694.00	9,698,400	
アサヒグループホールディングス	18,000	5,541.00	99,738,000	
キリンホールディングス	18,000	3,071.00	55,278,000	
宝ホールディングス	18,000	1,304.00	23,472,000	
キッコーマン	18,000	5,360.00	96,480,000	
味の素	18,000	2,108.50	37,953,000	
ニチレイ	9,000	2,589.00	23,301,000	
日本たばこ産業	18,000	3,014.00	54,252,000	
東洋紡	1,800	1,853.00	3,335,400	
ユニチカ	1,800	631.00	1,135,800	
帝人	3,600	2,023.00	7,282,800	
東レ	18,000	870.80	15,674,400	
王子ホールディングス	18,000	672.00	12,096,000	
日本製紙	1,800	1,729.00	3,112,200	
クラレ	18,000	1,510.00	27,180,000	
旭化成	18,000	1,453.50	26,163,000	
昭和電工	1,800	5,200.00	9,360,000	

住友化学	18,000	615.00	11,070,000	
日産化学	18,000	5,000.00	90,000,000	
東ソー	9,000	1,715.00	15,435,000	
トクヤマ	3,600	3,390.00	12,204,000	
デンカ	3,600	3,735.00	13,446,000	
信越化学工業	18,000	10,365.00	186,570,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
三井化学	3,600	2,923.00	10,522,800	
三菱ケミカルホールディングス	9,000	957.80	8,620,200	
宇部興産	1,800	2,857.00	5,142,600	
日本化薬	18,000	1,210.00	21,780,000	
花王	18,000	8,158.00	146,844,000	
富士フイルムホールディングス	18,000	4,549.00	81,882,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
資生堂	18,000	8,144.00	146,592,000	
日東電工	18,000	7,886.00	141,948,000	
協和発酵キリン	18,000	2,139.00	38,502,000	
武田薬品工業	18,000	4,733.00	85,194,000	代用有価証券で 3,000株 担保差入
アステラス製薬	90,000	1,813.50	163,215,000	
大日本住友製薬	18,000	2,438.00	43,884,000	
塩野義製薬	18,000	5,722.00	102,996,000	
中外製薬	18,000	5,550.00	99,900,000	
エーザイ	18,000	10,970.00	197,460,000	
第一三共	18,000	4,782.00	86,076,000	
大塚ホールディングス	18,000	5,140.00	92,520,000	
昭和シェル石油	18,000	1,774.00	31,932,000	
J X T Gホールディングス	18,000	795.80	14,324,400	
横浜ゴム	9,000	2,272.00	20,448,000	
ブリヂストン	18,000	4,164.00	74,952,000	
A G C	3,600	4,420.00	15,912,000	
日本板硝子	1,800	1,088.00	1,958,400	
日本電気硝子	5,400	3,155.00	17,037,000	
住友大阪セメント	18,000	540.00	9,720,000	
太平洋セメント	1,800	3,405.00	6,129,000	
東海カーボン	18,000	1,969.00	35,442,000	
T O T O	9,000	5,080.00	45,720,000	
日本碍子	18,000	1,931.00	34,758,000	
新日鐵住金	1,800	2,133.00	3,839,400	
神戸製鋼所	1,800	1,024.00	1,843,200	

ジェイ エフ イー ホールディングス	1,800	2,111.50	3,800,700	
日新製鋼	1,800	1,503.00	2,705,400	
大平洋金属	1,800	3,220.00	5,796,000	
日本軽金属ホールディングス	18,000	240.00	4,320,000	
三井金属鉱業	1,800	4,220.00	7,596,000	
東邦亜鉛	1,800	3,730.00	6,714,000	
三菱マテリアル	1,800	2,973.00	5,351,400	
住友金属鉱山	9,000	3,828.00	34,452,000	
D O W A ホールディングス	3,600	3,400.00	12,240,000	
古河機械金属	1,800	1,562.00	2,811,600	
古河電気工業	1,800	3,680.00	6,624,000	
住友電気工業	18,000	1,683.00	30,294,000	
フジクラ	18,000	672.00	12,096,000	
S U M C O	1,800	2,239.00	4,030,200	
東洋製罐グループホールディングス	18,000	1,980.00	35,640,000	
日本製鋼所	3,600	2,714.00	9,770,400	
オークマ	3,600	5,800.00	20,880,000	
アマダホールディングス	18,000	1,059.00	19,062,000	
小松製作所	18,000	3,165.00	56,970,000	
住友重機械工業	3,600	3,770.00	13,572,000	
日立建機	18,000	3,580.00	64,440,000	
クボタ	18,000	1,834.00	33,012,000	
荏原製作所	3,600	3,345.00	12,042,000	
ダイキン工業	18,000	12,975.00	233,550,000	
日本精工	18,000	1,170.00	21,060,000	
N T N	18,000	462.00	8,316,000	
ジェイテクト	18,000	1,521.00	27,378,000	
日立造船	3,600	512.00	1,843,200	
三菱重工業	1,800	4,092.00	7,365,600	
I H I	1,800	3,730.00	6,714,000	
日清紡ホールディングス	18,000	1,192.00	21,456,000	
コニカミノルタ	18,000	1,007.00	18,126,000	
ミネベアミツミ	18,000	1,951.00	35,118,000	
日立製作所	18,000	791.10	14,239,800	
三菱電機	18,000	1,472.00	26,496,000	
富士電機	18,000	773.00	13,914,000	
安川電機	18,000	3,610.00	64,980,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	18,000	500.00	9,000,000	
日本電気	1,800	3,025.00	5,445,000	

富士通	18,000	741.50	13,347,000	
沖電気工業	1,800	1,263.00	2,273,400	
セイコーエプソン	36,000	1,941.00	69,876,000	
パナソニック	18,000	1,425.50	25,659,000	
ソニー	18,000	5,888.00	105,984,000	
T D K	18,000	11,400.00	205,200,000	
アルプス電気	18,000	3,060.00	55,080,000	
パイオニア	18,000	146.00	2,628,000	
横河電機	18,000	1,935.00	34,830,000	
アドバンテスト	36,000	2,393.00	86,148,000	
カシオ計算機	18,000	1,820.00	32,760,000	
ファナック	18,000	20,660.00	371,880,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
京セラ	36,000	6,249.00	224,964,000	
太陽誘電	18,000	3,385.00	60,930,000	
S C R E E Nホールディングス	3,600	8,010.00	28,836,000	
キヤノン	27,000	3,551.00	95,877,000	
リコー	18,000	1,035.00	18,630,000	
東京エレクトロン	18,000	18,645.00	335,610,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
デンソー	18,000	5,518.00	99,324,000	代用有価証券で 4,000株 担保差入
三井E & Sホールディングス	1,800	1,473.00	2,651,400	
川崎重工業	1,800	3,205.00	5,769,000	
日産自動車	18,000	1,027.50	18,495,000	
いすゞ自動車	9,000	1,470.50	13,234,500	
トヨタ自動車	18,000	7,311.00	131,598,000	
日野自動車	18,000	1,257.00	22,626,000	
三菱自動車工業	1,800	897.00	1,614,600	
マツダ	3,600	1,353.00	4,870,800	
本田技研工業	36,000	3,253.00	117,108,000	
スズキ	18,000	6,631.00	119,358,000	
S U B A R U	18,000	3,183.00	57,294,000	
ヤマハ発動機	18,000	2,932.00	52,776,000	
テルモ	36,000	6,230.00	224,280,000	
ニコン	18,000	1,830.00	32,940,000	
オリンパス	18,000	4,435.00	79,830,000	
シチズン時計	18,000	720.00	12,960,000	
凸版印刷	18,000	832.00	14,976,000	
大日本印刷	9,000	2,369.00	21,321,000	

ヤマハ	18,000	5,320.00	95,760,000	
東京電力ホールディングス	1,800	513.00	923,400	
中部電力	1,800	1,724.50	3,104,100	
関西電力	1,800	1,626.50	2,927,700	
東京瓦斯	3,600	2,872.50	10,341,000	
大阪瓦斯	3,600	2,227.00	8,017,200	
東武鉄道	3,600	3,265.00	11,754,000	
東京急行電鉄	9,000	1,890.00	17,010,000	
小田急電鉄	9,000	2,311.00	20,799,000	
京王電鉄	3,600	5,450.00	19,620,000	
京成電鉄	9,000	3,650.00	32,850,000	
東日本旅客鉄道	1,800	10,345.00	18,621,000	
西日本旅客鉄道	1,800	7,755.00	13,959,000	
東海旅客鉄道	1,800	22,845.00	41,121,000	
日本通運	1,800	7,480.00	13,464,000	
ヤマトホールディングス	18,000	3,360.00	60,480,000	
日本郵船	1,800	2,114.00	3,805,200	
商船三井	1,800	2,673.00	4,811,400	
川崎汽船	1,800	1,930.00	3,474,000	
A N A ホールディングス	1,800	4,101.00	7,381,800	
三菱倉庫	9,000	2,445.00	22,005,000	
ヤフー	7,200	370.00	2,664,000	
トレンドマイクロ	18,000	6,690.00	120,420,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	1,800	556.00	1,000,800	
日本電信電話	3,600	5,093.00	18,334,800	
K D D I	108,000	3,112.00	336,096,000	
N T T ドコモ	1,800	2,862.00	5,151,600	
東宝	1,800	3,215.00	5,787,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	90,000	1,270.00	114,300,000	
コナミホールディングス	18,000	5,500.00	99,000,000	
ソフトバンクグループ	54,000	9,571.00	516,834,000	
双日	1,800	395.00	711,000	
伊藤忠商事	18,000	1,943.50	34,983,000	
丸紅	18,000	845.20	15,213,600	
豊田通商	18,000	3,690.00	66,420,000	
三井物産	18,000	1,869.50	33,651,000	
住友商事	18,000	1,799.00	32,382,000	
三菱商事	18,000	3,090.00	55,620,000	
Ｊ．フロント リテイリング	9,000	1,636.00	14,724,000	

三越伊勢丹ホールディングス	18,000	1,345.00	24,210,000	
セブン&アイ・ホールディングス	18,000	4,595.00	82,710,000	
ユニー・ファミリーマートホールディングス	18,000	10,350.00	186,300,000	
高島屋	18,000	921.00	16,578,000	
丸井グループ	18,000	2,234.00	40,212,000	
イオン	18,000	2,227.00	40,086,000	
ファーストリテイリング	18,000	49,900.00	898,200,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	18,000	576.00	10,368,000	
新生銀行	1,800	1,764.00	3,175,200	
あおぞら銀行	1,800	4,280.00	7,704,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	18,000	686.70	12,360,600	
りそなホールディングス	1,800	641.10	1,153,980	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,800	4,515.00	8,127,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,800	4,456.00	8,020,800	
千葉銀行	18,000	793.00	14,274,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	18,000	611.00	10,998,000	
静岡銀行	18,000	1,026.00	18,468,000	
みずほフィナンシャルグループ	18,000	195.60	3,520,800	
大和証券グループ本社	18,000	668.80	12,038,400	
野村ホールディングス	18,000	554.10	9,973,800	
松井証券	18,000	1,060.00	19,080,000	
SOMPOホールディングス	4,500	4,493.00	20,218,500	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	5,400	3,440.00	18,576,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	3,600	2,170.00	7,812,000	
第一生命ホールディングス	1,800	2,103.00	3,785,400	
東京海上ホールディングス	9,000	5,186.00	46,674,000	
T&Dホールディングス	3,600	1,659.00	5,972,400	
クレディセゾン	18,000	1,720.00	30,960,000	
東急不動産ホールディングス	18,000	734.00	13,212,000	
三井不動産	18,000	2,698.50	48,573,000	
三菱地所	18,000	1,896.50	34,137,000	
東京建物	9,000	1,451.00	13,059,000	
住友不動産	18,000	4,050.00	72,900,000	
ディー・エヌ・エー	5,400	2,147.00	11,593,800	
電通	18,000	4,690.00	84,420,000	
楽天	18,000	807.40	14,533,200	
リクルートホールディングス	54,000	3,155.00	170,370,000	

日本郵政	18,000	1,228.00	22,104,000	
東京ドーム	9,000	936.00	8,424,000	
セコム	18,000	8,535.00	153,630,000	
合 計	3,122,100		10,864,781,280	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（3）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年7月24日から平成31年1月23日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【農中日経225オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成30年 7月23日現在	当中間計算期間末 平成31年 1月23日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	819,690,718	1,057,825,555
コール・ローン	51,632,407	19,908,710
株式	10,864,781,280	10,009,658,700
派生商品評価勘定	7,395,032	10,796,760
未収配当金	14,261,400	17,739,000
前払金	-	23,280,000
差入委託証拠金	14,481,000	28,125,000
流動資産合計	11,772,241,837	11,167,333,725
資産合計	11,772,241,837	11,167,333,725
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	471,512	34,087,992
前受金	19,090,000	-
未払金	563,024	-
未払収益分配金	160,522,365	-
未払解約金	14,104,481	1,849,242
未払受託者報酬	3,076,335	3,109,837
未払委託者報酬	33,839,615	34,208,195
未払利息	134	51
その他未払費用	399,803	248,628
流動負債合計	232,067,269	73,503,945
負債合計	232,067,269	73,503,945
純資産の部		
元本等		
元本	7,466,156,553	7,748,653,107
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,074,018,015	3,345,176,673
（ 分配準備積立金 ）	3,099,052,618	2,680,687,392
元本等合計	11,540,174,568	11,093,829,780
純資産合計	11,540,174,568	11,093,829,780
負債純資産合計	11,772,241,837	11,167,333,725

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 平成29年 7月22日 至 平成30年 1月21日	当中間計算期間 自 平成30年 7月24日 至 平成31年 1月23日
営業収益		
受取配当金	87,950,200	102,014,940
受取利息	3,932	1,432
有価証券売買等損益	1,619,903,202	819,494,414
派生商品取引等損益	161,306,640	34,676,372
その他収益	6,463	9,405
営業収益合計	1,869,170,437	752,145,009
営業費用		
支払利息	194,717	141,149
受託者報酬	2,764,008	3,109,837
委託者報酬	30,404,034	34,208,195
その他費用	268,320	534,507
営業費用合計	33,631,079	37,993,688
営業利益又は営業損失（ ）	1,835,539,358	790,138,697
経常利益又は経常損失（ ）	1,835,539,358	790,138,697
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,835,539,358	790,138,697
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	76,155,969	59,618,107
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,713,778,399	4,074,018,015
剰余金増加額又は欠損金減少額	237,425,480	706,276,848
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	237,425,480	706,276,848
剰余金減少額又は欠損金増加額	253,614,994	585,361,386
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	253,614,994	585,361,386
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,456,972,274	3,345,176,673

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 平成30年 7月23日現在	当中間計算期間末 平成31年 1月23日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	6,983,856,529円	7,466,156,553円
	期中追加設定元本額	2,133,065,575円	1,362,561,792円
	期中一部解約元本額	1,650,765,551円	1,080,065,238円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	7,466,156,553口	7,748,653,107口
3.	担保資産 代用有価証券として、担保を供している資産は次の通りであります。		
	株式	253,147,000円	214,556,000円
	合計	253,147,000円	214,556,000円
4.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5457円 (15,457円)	1.4317円 (14,317円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 平成30年 7月23日現在	当中間計算期間末 平成31年 1月23日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第20期（平成30年 7月23日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	664,470,000	-	671,400,000	6,930,000
合計		664,470,000	-	671,400,000	6,930,000

当中間計算期末（平成31年 1月23日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,092,400,000	-	1,069,120,000	23,280,000
合計		1,092,400,000	-	1,069,120,000	23,280,000

（注）時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価評価については、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。
- 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年 2月28日現在)

資産総額	11,775,396,202円
負債総額	14,423,103円
純資産総額 (-)	11,760,973,099円
発行済口数	7,908,389,372口
1万口当たり純資産額 (/)	14,872円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年2月28日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4．個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6．運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2019年2月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	279本	4,270,663百万円
公社債投資信託	18本	76,475百万円
合計	297本	4,347,139百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。なお、EY新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成29年3月31日）		当事業年度 （平成30年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	1		4,866,159		10,520,402
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			23,212		-
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			4,000,000		1,000,000
前払費用			95,493		100,685
未収委託者報酬			1,207,139		1,454,894
未収運用受託報酬			206,152		212,706
未収投資助言報酬			135,542		162,644
未収収益			4,382		2,021
繰延税金資産			69,706		87,158
その他			16,834		25,477
流動資産計			10,724,623		13,665,990
固定資産					
有形固定資産			142,328		146,878
建物	2	99,353		101,124	
器具備品	2	42,974		45,753	
無形固定資産			2,421		8,736
商標権		-		6,331	
電話加入権等		2,421		2,405	
投資その他の資産			4,896,440		5,085,693
投資有価証券		716,874		910,081	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		4,000,000	
長期差入保証金		81,677		80,077	
長期前払費用		1,867		3,659	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		63,605		85,176	
その他		25,715		-	
固定資産計			5,041,191		5,241,308
資産合計			15,765,814		18,907,299

		前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			571,678		2,245,059
未払金			452,522		551,825
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		444,918		534,806	
その他未払金		4,457		13,872	
未払費用			110,235		109,493
未払法人税等			348,423		549,111
未払消費税等			56,855		99,920
賞与引当金			170,655		176,534
流動負債計			1,710,371		3,731,945
固定負債					
退職給付引当金			161,470		179,077
役員退任慰労引当金			41,800		44,700
固定負債計			203,270		223,777
負債合計			1,913,641		3,955,722
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		8,794,236		9,905,856	
別途積立金		7,105,000		7,905,000	
繰越利益剰余金		1,689,236		2,000,856	
利益剰余金計			8,868,276		9,979,896
株主資本計			13,788,276		14,899,896
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			63,895		51,680
評価・換算差額等計			63,895		51,680
純資産合計			13,852,172		14,951,577
負債純資産合計			15,765,814		18,907,299

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			5,799,157		6,975,152
運用受託報酬			959,541		890,344
投資助言報酬			237,536		284,776
営業収益計			6,996,235		8,150,273
営業費用					
支払手数料			1,311,851		1,550,241
広告宣伝費			3,090		12,737
調査費			893,794		1,217,573
調査費		446,175		477,154	
委託調査費		445,457		738,187	
図書費		2,161		2,232	
委託計算費			292,343		312,333
営業雑経費			67,930		101,015
通信費		20,362		20,943	
印刷費		29,530		38,346	
協会費		11,222		12,144	
諸会費		1,343		1,412	
その他営業雑経費		5,471		28,169	
営業費用計			2,569,011		3,193,901
一般管理費					
給料			1,255,347		1,301,010
役員報酬		86,688		88,338	
給料・手当		834,373		858,628	
賞与		148,530		164,908	
賞与引当金繰入額		170,655		176,534	
役員退任慰労引当金繰入額		15,100		12,600	
福利厚生費			152,160		159,394
交際費			12,093		17,422
旅費交通費			23,923		38,576
租税公課			77,393		86,622
不動産賃借料			162,931		168,634
賃借料			1,679		1,674
役員退任慰労金			-		1,100
退職給付費用			47,708		44,212
固定資産減価償却費			20,593		23,878
業務委託費			263,114		270,761
諸経費			160,666		144,714
一般管理費計			2,177,613		2,258,002
営業利益			2,249,610		2,698,368

		前事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）		当事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			25,011		41,661
有価証券利息	1		24,553		13,825
受取利息			27		52
投資有価証券売却益			2,210		8,385
投資有価証券償還益			2,495		18,276
その他			521		3,505
営業外収益計			54,819		85,706
営業外費用					
支払利息	1		418		501
投資有価証券売却損			628		805
投資有価証券償還損			167		849
その他			98		160
営業外費用計			1,312		2,317
経常利益			2,303,117		2,781,758
特別損失					
固定資産除却損	2		699		13
特別損失計			699		13
税引前当期純利益			2,302,418		2,781,745
法人税、住民税及び事業税			714,978		876,228
法人税等調整額			9,806		33,503
法人税等合計			705,171		842,725
当期純利益			1,597,246		1,939,019

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月 1 日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
					別途積立金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	6,305,000	1,719,390	8,098,430	13,018,430
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000	—	—
当期純利益						1,597,246	1,597,246	1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	800,000	30,153	769,846	769,846
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	44,813	44,813	13,063,244
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19,081	19,081	19,081
当期変動額合計	19,081	19,081	788,928
当期末残高	63,895	63,895	13,852,172

当事業年度(自 平成29年4月 1 日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000	—	—
当期純利益						1,939,019	1,939,019	1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	800,000	311,619	1,111,619	1,111,619
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	63,895	63,895	13,852,172
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,215	12,215	12,215
当期変動額合計	12,215	12,215	1,099,404
当期末残高	51,680	51,680	14,951,577

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３）役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 4,787,311千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 10,405,210千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 70,549千円 器具備品 87,862千円 合計 158,411千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,809千円 器具備品 90,963千円 合計 169,773千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 24,553千円 支払利息 418千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 13,825千円 支払利息 501千円
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 699千円 合計 699千円	2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 13千円 合計 13千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成28年3月31日	平成28年6月28日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成28年3月31日	平成28年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	利益剰余金	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	利益剰余金	25,250	平成30年3月31日	平成30年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成30年3月31日	平成30年6月26日

（リース取引関係）

前事業年度 平成29年3月31日	当事業年度 平成30年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,866,159	4,866,159	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	740,087	740,087	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,021,625	21,625
資産計	13,606,246	13,627,871	21,625

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	4,866,018	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	23,212	287,823	127,042	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	4,000,000	4,000,000	-	-
合計	8,889,230	4,287,823	127,042	-

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,520,402	10,520,402	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	910,081	910,081	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	5,000,000	5,007,975	7,975
資産計	16,430,484	16,438,459	7,975

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,520,316	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	-	531,824	81,950	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	11,520,316	4,531,824	81,950	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,272,150	22,150
	小計	7,250,000	7,272,150	22,150
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,475	525
	小計	750,000	749,475	525
合計		8,000,000	8,021,625	21,625

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	600,060	501,634	98,426
	小計	600,060	501,634	98,426
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	140,026	146,175	6,148
	小計	140,026	146,175	6,148
合計		740,087	647,809	92,277

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	62,191	2,210	628
合計	62,191	2,210	628

当事業年度（平成30年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,009,325	9,325
	小計	3,000,000	3,009,325	9,325
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,650	1,350
	小計	2,000,000	1,998,650	1,350
合計		5,000,000	5,007,975	7,975

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	654,069	565,707	88,361
	小計	654,069	565,707	88,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	256,012	269,830	13,817
	小計	256,012	269,830	13,817
合計		910,081	835,537	74,543

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	27,879	8,385	805
合計	27,879	8,385	805

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	146,494	161,470
退職給付費用	30,026	25,837
退職給付の支払額	15,050	8,230
退職給付引当金の期末残高	161,470	179,077

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	161,470	179,077
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,470	179,077
退職給付引当金	161,470	179,077
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,470	179,077

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	30,026	25,837

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）																																																																
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>39,923</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>2,980</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>52,664</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>12,799</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>49,470</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,882</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>18,067</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,568</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>183,343</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>19,872</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>163,470</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>30,158</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>30,158</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>133,312</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	39,923	敷金償却否認	2,980	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	賞与引当金	52,664	役員退任慰労引当金	12,799	退職給付引当金	49,470	その他有価証券評価差額金	1,882	未払事業税	18,067	その他	1,568	繰延税金資産小計	183,343	評価性引当額	19,872	繰延税金資産合計	163,470	その他有価証券評価差額金	30,158	繰延税金負債合計	30,158	繰延税金資産の純額	133,312	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>49,675</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>3,470</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>54,054</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>13,687</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>54,833</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,230</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>31,526</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,106</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>220,573</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>21,182</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>199,390</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>27,056</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>27,056</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>172,334</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	49,675	敷金償却否認	3,470	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	賞与引当金	54,054	役員退任慰労引当金	13,687	退職給付引当金	54,833	その他有価証券評価差額金	4,230	未払事業税	31,526	その他	5,106	繰延税金資産小計	220,573	評価性引当額	21,182	繰延税金資産合計	199,390	その他有価証券評価差額金	27,056	繰延税金負債合計	27,056	繰延税金資産の純額	172,334
ソフトウェア償却超過額	39,923																																																																
敷金償却否認	2,980																																																																
会員権評価損否認	2,591																																																																
電話加入権評価損	1,395																																																																
賞与引当金	52,664																																																																
役員退任慰労引当金	12,799																																																																
退職給付引当金	49,470																																																																
その他有価証券評価差額金	1,882																																																																
未払事業税	18,067																																																																
その他	1,568																																																																
繰延税金資産小計	183,343																																																																
評価性引当額	19,872																																																																
繰延税金資産合計	163,470																																																																
その他有価証券評価差額金	30,158																																																																
繰延税金負債合計	30,158																																																																
繰延税金資産の純額	133,312																																																																
ソフトウェア償却超過額	49,675																																																																
敷金償却否認	3,470																																																																
会員権評価損否認	2,591																																																																
電話加入権評価損	1,395																																																																
賞与引当金	54,054																																																																
役員退任慰労引当金	13,687																																																																
退職給付引当金	54,833																																																																
その他有価証券評価差額金	4,230																																																																
未払事業税	31,526																																																																
その他	5,106																																																																
繰延税金資産小計	220,573																																																																
評価性引当額	21,182																																																																
繰延税金資産合計	199,390																																																																
その他有価証券評価差額金	27,056																																																																
繰延税金負債合計	27,056																																																																
繰延税金資産の純額	172,334																																																																

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
6,147,968	848,266	6,996,235

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,184,155	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,166,235	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	576,636	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
7,355,736	794,536	8,150,273

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,396,975	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,154,684	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,518	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	418	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	501	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	282,061円78銭	310,692円11銭
1株当たり当期純利益金額	41,048円07銭	49,948円43銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,597,246	1,939,019
普通株主に帰属しない金額（千円）	21,000	21,000
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	1,576,246	1,918,019
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	13,852,172	14,951,577
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,021,000	3,021,000
（うちＡ種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	10,831,172	11,930,577
１株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		9,182,641
分別金信託		100,000
有価証券		11,354
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		117,272
未収委託者報酬		1,734,540
未収運用受託報酬		208,388
未収投資助言報酬		167,667
未収収益		1,938
その他		18,242
流動資産計		12,542,046
固定資産		
有形固定資産	1	147,872
建物		98,455
器具備品		49,417
無形固定資産		8,403
投資その他の資産		5,452,204
投資有価証券		1,198,396
その他の関係会社有価証券		4,000,000
長期差入保証金		79,277
長期前払費用		3,237
会員権		6,700
繰延税金資産		164,592
固定資産計		5,608,480
資産合計		18,150,526

		第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,204,441
未払金		666,163
未払費用		124,384
未払法人税等		554,224
未払消費税等		73,526
賞与引当金		177,012
その他		5,000
流動負債計		2,804,753
固定負債		
退職給付引当金		180,043
役員退任慰労引当金		52,200
固定負債計		232,243
負債合計		3,036,996
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		10,064,477
別途積立金		8,805,000
繰越利益剰余金		1,259,477
利益剰余金計		10,138,517
株主資本計		15,058,517
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		55,012
評価・換算差額等計		55,012
純資産合計		15,113,530
負債純資産合計		18,150,526

(2) 中間損益計算書

		第26期中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,775,560
運用受託報酬		476,698
投資助言報酬		146,510
その他営業収益		593
営業収益計		4,399,362
営業費用		
支払手数料		869,964
その他		734,863
営業費用計		1,604,827
一般管理費	1	1,137,309
営業利益		1,657,225
営業外収益	2	9,866
営業外費用	3	2,277
経常利益		1,664,813
特別損失	4	0
税引前中間純利益		1,664,813
法人税、住民税及び事業税		514,607
法人税等調整額		984
法人税等合計		515,592
中間純利益		1,149,221

(3) 中間株主資本等変動計算書

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当中間期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000	—	—
中間純利益						1,149,221	1,149,221	1,149,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	900,000	741,378	158,621	158,621
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	1,259,477	10,138,517	15,058,517

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当中間期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			—
中間純利益			1,149,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	3,331	3,331	3,331
当中間期変動額合計	3,331	3,331	161,953
当中間期末残高	55,012	55,012	15,113,530

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	181,031千円

（中間損益計算書関係）

第26期中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,122千円
無形固定資産	332千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	5,167千円
有価証券利息	4,454千円
受取利息	32千円
投資信託償還益	104千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	912千円
投資信託売却損	1,364千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	0千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	平成30年3月31日	平成30年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成30年3月31日	平成30年6月26日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,182,641	9,182,641	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,209,751	1,209,751	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	5,000,000	5,004,925	4,925
資産計	15,392,392	15,397,317	4,925

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,006,425	6,425
	小計	3,000,000	3,006,425	6,425
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,500	1,500
	小計	2,000,000	1,998,500	1,500
合計		5,000,000	5,004,925	4,925

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	763,861	638,785	125,076
	小計	763,861	638,785	125,076
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	445,889	486,334	40,444
	小計	445,889	486,334	40,444
合計		1,209,751	1,125,119	84,632

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
3,960,511	438,850	4,399,362

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	809,310	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	549,701	投資運用業
State Street Cayman Trust Company,Ltd.	304,783	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	315,456円51銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	15,113,530
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	12,113,530
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	29,927円63銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,149,221
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,149,221
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

農中信託銀行株式会社

資本金の額（2018年3月末日現在）

20,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（2018年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,480,488百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^(注)と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

農中信託銀行株式会社は委託者が発行する議決権を有しないA種種類株式を保有しており、持株比率は28.09%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

（注）委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨

- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨

- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨

- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（２）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（３）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

（４）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

（５）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	真敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年 9 月 5 日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中日経225 オープンの平成29年7月22日から平成30年7月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中日経225 オープンの平成30年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２） X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	細 野 和 也	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	長 尾 充 洋	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成31年3月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中日経225 オープンの平成30年7月24日から平成31年1月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農中日経225 オープンの平成31年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年7月24日から平成31年1月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。